

事務連絡

令和2年4月15日

採択団体代表者 各位

公益財団法人沖縄県文化振興会

理事長 又吉 民人

令和2年度沖縄県伝統芸能公演(かりゆし芸能公演)  
新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた公演の実施について

(公財)沖縄県文化振興会(以下、振興会)が実施するかりゆし芸能公演については、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、公演の中止もしくは延期について検討する場合がございます。各公演分野における判断及び補助金の取り扱いについては下記のとおりです。

記

1 各公演分野における判断について

6～7月に予定されている公演の対応は、以下のとおりとします。

【国立劇場おきなわ公演】

延期とします。なお、延期日程については、劇場側との日程調整がございますので、担当者よりご連絡します。

【移動かりゆし芸能公演】及び【子ども×伝統芸能公演】

中止もしくは延期をご検討ください。なお、各会場への報告は採択団体より行ってください。

※8月以降の公演については、2カ月前(6月初旬～)を目途に判断することとします。

2 補助金の取り扱いについて

【中止の場合】

中止が決定した時点までを補助活動とみなし、その対象経費(チラシの印刷費、キャンセル費用、稽古場使用料等)に対し、交付決定額を上限として補助金を交付する。

【延期の場合】

交付決定額を上限として交付する。

※公演直前で延期となった場合、本来の公演準備に加えて、延期となる公演の準備に経費を要するため、自己負担額が増額する場合がございます。

3 参考資料

「災害時等における公演中止等の判断基準について」(資料2)